

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第123号

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則

京都市里道管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7条第1号に掲げる施設の項中「4, 100」を「4, 400」に、「2, 100」を「2, 200」に改め、同表標識の項中「3, 300」を「3, 500」に、「1, 700」を「1, 800」に改め、同表通路の項中「4, 100」を「4, 400」に、「2, 100」を「2, 200」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)